

第4次  
寝屋川市子ども読書活動推進計画  
(素案)



令和8年 月

寝屋川市教育委員会



## はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことができないものです。本市では、これまで子どもたちが生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、平成18年度からの5年間を計画期間とする寝屋川市子ども読書活動推進計画を策定し、以降その基本方針を継承して、子どもの読書活動を推進するための取組を実施してきました。

全国的に読書離れは年々深刻化しており、小学1年生から高校3年生までを対象とした「ベネッセ教育総合研究所と東京大学の調査」(令和7年10月公表)によると、1日の中で読書を「しない」と回答した割合は、52.7%(令和6年)と半数を超え、10年前(平成27年、34.3%)と比べて読書をしない層が1.5倍に増加しています。ただし、全国学校図書館協議会による学校読書調査によると、1か月の平均読書冊数に関しては、子ども読書活動推進法が制定された平成13年時点では、6.2冊(小学生)であったものが、令和7年では12.1冊(小学生)と増加しており、子どもの読書活動が二極化していることが伺えます。

本市では、0歳から15歳まで15年一貫した寝屋川教育を推進し、就学前教育・保育プログラムに基づくエージェンシー型教育、小中学校のディベート教育を通じて「考える力」を育てています。読書はディベートに必要な情報や知識を与え、議論の質を高めるとともに、読書を通じて得た情報をもとに、自分の意見を論理的に構築する力が養われると考えられています。また、多くの本を読むことで、異なる視点や文化に触れ、想像力や共感力が育まれるとともに、集中力や忍耐力の向上にもつながり、学業全般に良い影響を与えるなど、読書は、学びの基盤を築く重要な要素となっています。

『第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画』では、これまでの読書習慣の定着を目的とした読書活動を基本としつつ、新たに「考える力」の基盤となる「ことばの力」の育成を目的とした読書活動(「多読」の要素)を加えることによって、子どもたちの読書活動を推進してまいります。

## 目 次

### 第1章 これまでの取組

- 1 寝屋川市子ども読書活動推進計画の取組状況について・・・1
- 2 第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の主な取組と検証・・・2

### 第2章 第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画

- 1 子どもの読書環境を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3 方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4 読書の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 5 期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 6 対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 7 取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
  - (1)就学前の時期における取組
  - (2)小学校・中学校の時期における取組
  - (3)支援が必要な子どもへの取組
  - (4)高校生の時期における取組
- 8 読書目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

### 参考資料

- ・関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- ・語句説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

## 第1章 これまでの取組

### 1 寝屋川市子ども読書活動推進計画の取組状況について

「第1次寝屋川市子ども読書活動推進計画」(期間：平成18年度～)では、乳幼児の読書推進に重点を置いた取組を進め、東図書館子ども図書室の整備や乳幼児への絵本贈呈事業(※1)等により、絵本・児童書の貸出冊数の増加や図書館来館者の増加につなげることができました。

「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」(期間：平成28年度～)では、読書のきっかけづくりや読書の習慣化に重点を置いた取組を進め、これまでの取り組みに加え、読書通帳の配布や学校司書の配置等により、子どもたちの読書意欲を高めることができました。

「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」(期間：令和3年度～)では、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の取組を検証する中で、以下に掲げる4つの基本方針を定め、子どもの読書活動を推進してきました。

#### 【第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の基本方針】

- ①子どもが本に親しむきっかけをつくり、習慣化に繋がる環境の整備に努めます。
- ②ボランティアグループ等の活動状況を把握することで、図書館を中心としたネットワーク化を図り、市内すべての子どもたちが本に触れる機会を設けられるよう努めます。
- ③日々多忙な上、スマートフォン等の情報端末の発達により読書離れが進んでいるYA(ヤングアダルト)世代の子どもが本に興味を持つきっかけを作るため、蔵書の充実を図り、行事等を企画します。
- ④障害のある子どもや、外国語を母国語とする子どものニーズを把握し、読書支援を行います。

2 第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の主な取組と検証

第1節 家庭・地域における取組

1- 家庭・地域における推進

内容	
主な取組	<p>(1)絵本贈呈事業として、乳幼児に0歳～3歳までのそれぞれの時期にふさわしい絵本（4冊）を贈りました。</p> <p>(2)新たに開設した望が丘地域交流スペース（望が丘ブランチ）、サービスゲート（※2）に絵本・児童書等を配架することにより、図書館以外の場所で図書館の本に触れる機会を創出しました。</p> <p>(3)図書館を中心としたボランティアグループと連携し、図書館等の公共施設で、絵本の読み聞かせを開催しました。</p> <p>(4)市公式 SNS を積極的に活用することにより、講座・行事等の効果的な周知を図りました。</p> <p>(5)図書館への来館が困難な方々が移動図書館や配送事業などを利用していただけるように、民生委員・児童委員に対し、図書館サービスの周知を行いました。</p>
上記に係る検証	<p>(1)ブックスタート事業（※3）としての乳幼児への絵本贈呈事業は、親子が絵本に親しむきっかけづくりを推進し、絵本を通じて親子のふれあいやつながりを深めることにつながっています。</p> <p>(2)望が丘地域交流スペース（望が丘ブランチ）やサービスゲートに絵本・児童書等を配架することにより、子どもたちやその親が自然と本に触れる機会につながっています。今後は、子育てサロンや子ども食堂などの実態を把握して、市全体での読書推進の取組を深めていく必要があります。</p> <p>(3)図書館や地域での絵本の読み聞かせは、図書館を中心</p>

	<p>としたボランティアグループと連携・協力して取り組んでいます。</p> <p>(4) 情報発信を工夫することにより、行事への参加者が増加しています。</p> <p>(5) 図書館のサービスについて、必要な人へ情報が届くようにするため、地域の支援者（福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、自治会等）への周知・啓発を継続していく必要があります。</p>
--	---

## 2 一図書館における推進

内容									
主な取組	<p>(1)絵本の読み聞かせ等の定例行事のほか、児童文学講座、おはなし入門講座、読み聞かせ実践講座等の各種講座を開催しました。駅前図書館で実施していた定例行事は、駅前図書館閉館後（令和6年12月末）は中央図書館で開催しました。</p> <p>また、望が丘地域交流スペース（望が丘ブランチ）では、新たに絵本の読み聞かせ等を定例行事として開始しました。</p> <p>【令和6年度実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講座名</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>絵本タイム （図書館等での絵本の読み聞かせ）</td> <td>4,820人 （306回）</td> </tr> <tr> <td>絵本で子育てにこにこ赤ちゃん （赤ちゃんと一緒に読み聞かせ）</td> <td>939人 （50回）</td> </tr> <tr> <td>「幼児のためのブックスタート」 （保育所園での読み聞かせ）</td> <td>4,851人 （88回）</td> </tr> </tbody> </table>	講座名	参加者数	絵本タイム （図書館等での絵本の読み聞かせ）	4,820人 （306回）	絵本で子育てにこにこ赤ちゃん （赤ちゃんと一緒に読み聞かせ）	939人 （50回）	「幼児のためのブックスタート」 （保育所園での読み聞かせ）	4,851人 （88回）
	講座名	参加者数							
	絵本タイム （図書館等での絵本の読み聞かせ）	4,820人 （306回）							
	絵本で子育てにこにこ赤ちゃん （赤ちゃんと一緒に読み聞かせ）	939人 （50回）							
	「幼児のためのブックスタート」 （保育所園での読み聞かせ）	4,851人 （88回）							
<p>(2)大阪府立図書館等が主催する司書セミナー等の研修に参加し、知識・技術の向上を図りました。</p>									
<p>(3)こども図書館+plus（※4）について、工事、備品等の搬入、運営方法の検討等、開館に向けた準備を進めました。</p>									
<p>(4)中央図書館（令和3年8月開館）では、利用者（YA世代（※5）含む）のニーズに応じた本の展示（ビジネス関連本やライトノベル（※6）の特別配架）を行うとともに、中央図書館を拠点とした図書館ネットワークにより、分館・分室・移動図書館での図書館サービスを推進しました。また、郵便局等で本の受取・返却ができる配送事業により、図書館への来館が困難な方々への図書館サ</p>									

	<p>ービスの充実を図りました。</p> <p>(5) 中央図書館で主催する講座や行事等の参加者に対し、図書館の利用方法等を含めた、図書館見学を実施しました。</p> <p>(6) 児童生徒の読書意欲の向上を図るため、読書通帳の配布対象を個人から学校単位に拡充しました。また、図書館見学、職業体験の受入を行いました。</p> <p>(7) 保育所園、幼稚園、認定こども園、小中学校、留守家庭児童会等へ団体貸出を実施しました。小学校での移動図書館の受入を拡充しました。</p> <p>(8) 学校への配送事業をスタートしました。小中学校と連携し、児童生徒に本を個別に配送する「おとどけ Books 事業（※7）」、学校司書と連携した「学校図書館図書配送事業（※8）」を実施しました。</p> <p>【おとどけ Books 事業の実績】</p> <table border="1" data-bbox="470 1093 1388 1211"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出冊数</td> <td>3,160冊</td> <td>3,619冊</td> <td>6,712冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 電子図書館サービス（※9）を導入し、図書館に来館することなく読書ができる環境を構築しました。</p>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	貸出冊数	3,160冊	3,619冊	6,712冊
	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
貸出冊数	3,160冊	3,619冊	6,712冊						
<p>上記に係る検証</p>	<p>(1) 定例的な絵本の読み聞かせや各種講座等の開催により、読書に親しむ機会の充実が図れています。</p> <p>(2) 研修の受講により、個々のスキルアップは図れていますが、引き続き、OJTも含めた組織全体としての人材育成が必要です。</p> <p>(3) こども図書館+plus と連携して、絵本の楽しさと親子とのふれあいの機会を提供していくことが必要です。</p> <p>(4) 配送事業は、図書館への来館が困難な方々にとって、利便性の高いサービスであり、引き続き、周知・啓発に努め、利用者の拡充を図る必要があります。</p> <p>(5) 図書館非利用者の利用促進を図るため、図書館の利用</p>								

方法を含めた図書館見学など、様々な利用促進策を検討していくことが必要です。

(6) 読書通帳の活用は、読書のきっかけづくり、読書の定着化につながっており、学校全体での取組が進んでいます。

(7) 団体貸出の実施により、学校園等の蔵書の充実が図られています。

(8) おとどけ Books 事業、学校図書館図書配送事業の実施により、中央図書館の本が児童生徒に届くようになり、子どもたちの読書環境の充実が図れています。

(9) 電子図書館については、YA 世代も含め、引き続き、周知・啓発を図ることが必要です。一方で、電子書籍と紙媒体の本を今後どのように併用していくかが課題となっています。

## 第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における推進

### Ⅰ—幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター等

内容					
主な取組	<p>(1)幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターでは、絵本コーナーを設置し、児童・保護者に絵本の貸出を行いました。</p> <p>(2)絵本コーナーの配置を工夫し、年齢や興味に合った絵本を手に取りやすくしました。</p> <p>(3)中央図書館の団体貸出を活用して、絵本コーナーの充実を図りました。</p> <p>(4)図書館ボランティアや地域人材等による絵本の読み聞かせを開催しました。</p> <p>(5)保護者に対しては、園だより、保育参観、懇談会等で家庭での読み聞かせの大切さを伝えました。</p> <p>(6)市内就学前施設の児童が市立図書館を訪問する図書館探検事業を実施しました。</p> <p>【令和6年度実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>開催回数</td> <td>24回</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>583人</td> </tr> </table>	開催回数	24回	参加者数	583人
開催回数	24回				
参加者数	583人				
上記に係る検証	<p>(1)～(3)絵本コーナーの設置により、子どもたちが絵本に親しむ環境が整い、また、図書館の団体貸出の活用により、絵本コーナーの充実が図られています。</p> <p>(4)絵本の読み聞かせにより、子どもたちの読書への興味や関心が広がっています。</p> <p>(5)保護者に対しては、引き続き、読み聞かせの大切さや楽しさを広く啓発していくことが必要です。</p>				

	(6) 図書館探検により、児童が図書館を知る機会につながり、本に対する興味を高めることができています。
--	---

## 2－学校

内容	
主な取組	<p>(1)各校の司書教諭・学校司書等が相互に連携し、読書活動の推進に努めました(朝読の推進、国語の授業での並行読書、ポップの製作、図書委員会活動の支援など)。</p> <p>(2)中央図書館と連携して、学校図書館連絡会を開催し、情報共有や連携体制の強化を図りました。また、研修会等への参加を通じて、学校図書館に関する知識及び技術の向上に努めました。</p> <p>(3)学校図書館の蔵書の充実に努めるとともに、希望する本の貸出を行うなど、児童生徒のニーズに応じた本や資料の整備を進めました。</p> <p>(4)読書環境の充実のため、移動図書館の受入拡充、読書通帳の普及・啓発に努めました。</p> <p>(5)読書の楽しみを知るきっかけをつくるため、絵の本ひろば(※10)の開催をはじめ、教員やボランティア団体による読み聞かせ、ストーリーテリング(※11)、ブックトーク(※12)に触れる機会を設けました。</p> <p>(6)おとどけ Books 事業や学校図書館図書配送事業の活用により、児童生徒の読書環境の充実を図りました。</p> <p>(7)読書推進ボランティアと連携・協力して、読み聞かせの実施など、読書活動の推進に取り組みました。</p>
上記に係る検証	<p>(1)各校の司書教諭と学校司書等が連携しながら、児童生徒の読書活動に取り組んでいます。引き続き、児童・生徒が数多くの本に出会い、読書の楽しさを体験することができるよう、読書活動を推進していく必要があります。</p> <p>(2)中央図書館との連携により、公共図書館の蔵書状況、学校図書館図書配送事業(月1回の配送、企画展示のテーマ等)について情報共有が図れています。</p>

- |  |
|--|
| <p>(3) 学校図書館の蔵書は年々充実し、児童生徒が必要な本・資料の提供ができています。</p> <p>(4) 読書通帳の活用は、読書のきっかけづくり、読書活動の定着につながっており、引き続き、継続した取組が望まれます。</p> <p>(5) 各校で実施する本に関する行事やイベントの開催によって、本が身近な存在となり、本に触れる機会の増加につながっています。</p> <p>(6) おとどけ Books 事業や学校図書館図書配送事業により、中央図書館の本が手元に届くようになり、ディベート学習や調べ学習に活用できています。</p> <p>(7) 読書推進のボランティアによる読み聞かせやブックトークは、児童生徒が読書の楽しさを知り、読書に関心を持つ機会につながっています。</p> |
|--|

### 第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組

内容	
主な取組	<p>(1)障害のある子どもにとっても図書館が身近な存在となるように、季節に応じた絵本の展示や手話による絵本の読み聞かせなど、障害の有無に関わらず楽しめる行事を開催しました。</p> <p>(2)支援学校で絵の本のひろばを開催し、絵本や図鑑など、幅広い数多くの本に触れる機会の創出を図りました。</p> <p>(3)朗読ボランティア、点訳ボランティアと連携を図り、資料（点字図書・デージー図書（※13））の収集・充実に努めました。</p> <p>(4)多様な形態の資料（点訳絵本、布の絵本、大活字本、デージー図書等）や外国語で書かれた本の収集に努めるとともに、館内に展示することで周知を図りました。</p> <p>(5)市の国際交流協会が主催する多文化フェスタと連携して、多文化フェスタの会場内で外国語の絵本を並べた本の展示や外国語絵本の読み聞かせを実施しました。</p>
上記に係る検証	<p>(1)手話による絵本の読み聞かせは、障害の有無を問わず参加できる行事であり、多様な子どもたちの読書活動を支える取組として重要です。</p> <p>(2)絵の本のひろばの開催により、図書館への来館が困難な方への読書支援が図れています。</p> <p>(3)朗読ボランティア・点訳ボランティアとの連携・協力により、障害のある方が必要とする資料の整備が図れていますが、引き続き、ボランティア人材の育成が必要です。</p> <p>(4)多様な形態の資料（点訳絵本、布の絵本、大活字本、デージー図書等）や外国語で書かれた本を館内に分かりやすく展示することによって、本や資料を必要とする人が利用しやすい図書館づくりができています。引き</p>

	<p>続き、障害のある子どもや外国人の子どもも利用しやすい図書館づくりが必要です。</p> <p>(5)多文化フェスタでの出展は、多文化フェスタ参加者と外国語絵本をつなげる1つの手取組として効果的であり、引き続き、市の国際交流協会と連携していく必要があります。</p>
--	--

第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画では、本に親しむきっかけづくり等の4つ柱を基本方針に掲げ、中央図書館の開館（令和3年8月）、学校への図書配送、望が丘地域交流センター（望が丘ブランチ）への本の配架、図書館探検事業などの取組により、この間、市民が多くの本に触れる機会を創り出すことができました。

今後は、「多くの本に触れる」ことに加え、「多くの本を読む」ことを意識していく必要があります。

## 第2章 第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画

### Ⅰ 子どもの読書環境を取り巻く状況

#### (1) 計画関係

##### ○第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（基本方針）

令和5年度から令和9年度までの5年間で、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点を考慮して、社会全体で子どもの読書活動を推進することを目的とした国の計画です。

##### ○第5次大阪府子ども読書活動推進計画（基本方針）

令和8年度から令和12年度までの5年間で、すべての子どもたちが読書に親しみ、学び、読書の楽しさを共有できるよう、読書環境の整備と読書活動の推進に、大阪全体で取り組むことを目的とした大阪府の計画です。重点的な施策が5つあります。①乳幼児期の保護者や教育保育施設への読書活動支援、②小、中、高校生へ向けた読書活動推進、③多様な子どもたちへの読書支援、④地域の図書館の活用促進、子どもに本を届ける環境整備、⑤インターネット、SNS、デジタル技術の活用

##### ○第6次学校図書館図書整備等5か年計画（概要）

令和4年度から令和8年度までの5年間で、全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることを目的とした国の計画です。

## (2)法律関係

### ○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月施行。視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者の方も読書に親しむことができる社会を推進することを目的とした法律です。読書バリアフリー法の名称で呼ばれています。

### ○こども基本法

令和5年4月施行。全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めた法律です。

## (3)その他

### ○GIGAスクール構想

子どもたちに、1人1台のタブレット端末を配備し、「主体的・対話的で深い学び」の視点での学習活動の充実を、より一層図ることで、全ての子どもたちの「考える力」を育む事業です。本市では、令和2年度に児童生徒1人1台端末の配備を完了しています。

## 2 目的

読書習慣の定着を目的とした読書活動に「多読」(\*)の要素を加えることによって、読書習慣を身に付けながら、「文章の意味を正確に理解する力」「言語化する力」を育みます。

※多読(たどく)…ジャンルを問わず数多くの本を読むこと・数多くの本に触れること

### 3 方針

- (1)乳幼児期から発達段階に応じて、読書の楽しさを知ることができるきっかけをつくり、生涯にわたる読書習慣を身に付けます。
- (2)小学校入学時から目標冊数を意識した多読を推進することにより、語彙力・読解力を高め、論理的思考力の向上を図ります。

### 4 読書の位置づけ

読書の概念を広く捉え、子どもが、発達段階や生活の場の状況に応じて、自分自身に合った読書活動ができるよう、次の2点を含めて「読書」を位置づけます。

- (1)紙媒体に限らず、電子媒体の本（絵本・物語・ノンフィクション・図鑑・事典・新聞・雑誌）を読むこと。
- (2)1冊すべてではなく、一部分でも読むこと、調べるために使うこと。

【第5次大阪府子ども読書活動推進計画参照】

### 5 期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

### 6 対象

計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもとその保護者等とします。

## 7 取組

### (1) 就学前の時期における取組

就学前（乳幼児期）の読書活動において最も大切なことは、知識の習得や言語能力の向上を急ぐことではなく、読み聞かせや遊び体験を通じて大好きな人の声や温もりに包まれる「安心感」と「通じ合う喜び」を分かち合い、豊かなコミュニケーションを築くことです。以下の取組により、就学前の時期における読書活動を推進します。

#### 具体的な取組〔幼稚園・保育所園・認定こども園〕

取組内容	備考
利用しやすい絵本コーナーの設置と充実をすすめ、絵本への興味や関心を深めることに努めます。図書館の団体貸出なども積極的に活用していきます。	拡充
懇談やお便り等により、保護者に対して読み聞かせの大切さや意義について啓発します。	継続
教諭・保育士や保護者が、絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、乳幼児が絵本や紙芝居を見る楽しさやお話を聞く楽しさを味わえるようにしていきます。	継続
図書館について学び、本に対する興味を高めるため、幼稚園・保育所園・認定こども園の児童が図書館（こども図書館+plusも含む。）を訪問する図書館探検事業を実施します。	継続
対話を重視した活動に取り組み、絵本や紙芝居を通して、いろいろな気持ちを感じ、心情面が育つよう促します。また、「聞く力の向上」や集中力を高め、コミュニケーション力の基礎となる力を養います。	継続

## 具体的な取組〔図書館・行政〕

取組内容	備考
子育て支援センターや子育てサロン・子ども食堂などへの本の貸出や絵本の読み聞かせ等の開催により、市全体で就学前の読書推進に取り組めます。	新規
こども図書館+plus では、絵本の楽しさと親子とのふれあいの機会を提供していくとともに、子どもが様々なジャンルの本に興味を持つことができるように、司書・保育士が連携して、子どもと本をつなぐ取組を進めます。	新規
絵本セットの幼稚園・保育所等への定期配送により、児童の読書環境のさらなる充実を図ります。	新規
子育てや介護等の理由により、ゆっくり本を選ぶ時間がない、何を選ぶか迷ってしまう方に対し、絵本パック（図書館司書が事前に年齢・ジャンル別に選書）を貸出し、家庭での読み聞かせ・絵本との触れ合いを促進します。	新規
市公式 SNS をはじめとした積極的な情報発信により、講座・行事等の効果的な周知を図っていきます。また、希望する人が、時間・場所を問わず、本の楽しさや本の魅力、読書の意義等に触れることができるように、各種講座の開催方法（動画配信等）を検討します。	拡充
乳幼児への絵本贈呈事業により、親子が絵本に親しむきっかけづくりを推進し、絵本を通じて親子のふれあいやつながりを推進します。	継続
図書館を中心としたボランティアグループと連携・協力することにより子どもの読書活動を推進します。また、読み聞かせ活動等の充実を図るため、各施設で活動している人やこれから始めたいと考えている人に向けて、スキルアップ講座や養成講座を開催することにより、子どもの読書活動の担い手の育成を図ります。	継続

## (2) 小学校・中学校の時期における取組

論理的思考力や情報を見極める力が求められる現代において、子どもの頃から文字や活字に親しむ習慣をつけることは、総合的な知識や判断力を培う上でも欠かせません。読書は語彙力を豊かにし、正確な読解力や表現力を育みます。すべての教科の学習は言葉を通じて行われるため、読書習慣は学力全体の向上に直結し、各教科の習得、活用、探求の過程の中で、図書館等の豊富な資料や情報は有益です。以下の取組により、読書を楽しむ習慣を形成する読書活動に多読の要素を加えることにより、小学校・中学校の時期における読書活動を推進します。

具体的な取組〔学校〕 ※**多読推進**は多読に関するもの

取組内容	備考
ディベート教育等において、複数の参考文献の活用を原則とするとともに、引用する文献の記載（著者名、発行年、ページなど）を徹底します。 <b>多読推進</b>	新規
各校で目標冊数を意識した読書活動（読書マラソン・ビブリオバトル、ブックトーク、図書館オリエンテーションなど）を推進し、児童生徒が自然に本を手に取りたくなる環境づくりを進めます。 <b>多読推進</b>	新規
図書館にある百科事典・国語辞典・図鑑・年鑑等の資料の使い方を、低学年から指導することにより、ディベート学習や調べ学習等において、学校図書館・公共図書館・電子図書館を活用する習慣を身につけます。 <b>多読推進</b>	拡充
児童生徒がディベート学習に必要な資料を速やかに中央図書館から取り寄せ・活用できるように、各校での一斉取組など、おとどけ Books 事業の利用促進を図ります。 <b>多読推進</b>	拡充
学校図書館資料の計画的な整備を図るとともに、児童生徒の多様な興味・関心に応える魅力ある学校図書館の充実に努めます。 <b>多読推進</b>	拡充

読書通帳の活用により、児童生徒の読書意欲を維持しながら読書活動を継続できる環境を整えます。 <b>多読推進</b>	継続
図書委員会の活動を支援するとともに、地域のボランティアと連携・協力しながら、読書活動を推進します。	継続
図書館について学び、本に対する興味を高めるため、図書館見学（こども図書館+plusも含む。）を実施します。	継続

### 具体的な取組〔図書館・行政〕

取組内容	備考
読書に対するモチベーションや達成感を高めるため、各学年ごとの目標冊数を定めます。 <b>多読推進</b>	新規
ディベート教育や授業等で参考となる資料については、こども図書館+plus 内に設置した学校司書センター（※14）を通じて、定期的に配送します。 <b>多読推進</b>	新規
学校司書センターと連携して、「今年の100冊」「推薦図書リスト」等を作成・配布することにより、児童生徒の読書意欲を高めます。 <b>多読推進</b>	新規
読書意欲を高めるため、読書通帳の児童への一律配布等を行います。 <b>多読推進</b>	新規
朝の読書活動やディベート学習に活用できる電子書籍（朝読・調べ学習パック）の導入により、電子書籍との併用による読書活動を推進します。 <b>多読推進</b>	新規
各校の購入図書を学校司書センターと連携することで、学校図書館の蔵書内容の平準化を図ります。	新規
子ども司書（※15）養成講座を開催し、読書や図書館活用の楽しさを伝える役割を担う児童生徒を養成することによって、同年代の子どもの図書館活用の促進を図ります。	新規

<p>留守家庭児童会については、団体貸出の活用などにより、図書コーナーの充実を図るとともに、読み聞かせなどにより、児童が本の楽しさにふれる機会を増やします。</p>	<p>拡充</p>
<p>学校図書館における蔵書の効果的な活用を図るため、蔵書情報のデータベース化や学校間の共同利用など、学校図書館の情報化を検討します。</p>	<p>継続</p>
<p>学校図書館が、読書センター（読書活動）、学習センター（学習支援）、情報センター（情報活用）としての機能を果たせるよう、蔵書の充実をはじめ、必要な環境整備を行います。</p>	<p>継続</p>
<p>図書館に親しみ、図書館資料を活用できる子どもを育成するため、公共図書館（こども図書館+plus含む。）の見学・職業体験を積極的に受け入れます。</p>	<p>継続</p>
<p>第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画の理解を広げるため、中央図書館やこども図書館+plus職員、学校教員等の子どもに関わる人たちへの啓発を継続して行っていきます。</p>	<p>継続</p>

### (3) 支援が必要な子どもへの取組

支援が必要な子ども（障害のある子ども、外国人の子ども等）に対しては、「読書バリアフリーの環境整備」「特性・ニーズに合った資料の提供」など誰もが本を楽しめるよう、個々の状態に応じた合理的配慮や、多言語・多様な媒体での読書支援が大切です。以下の取組により、支援が必要な子どもへの読書活動を推進します。

#### 具体的な取組〔学校園、図書館・行政〕

取組内容	備考
障害のある子どもも安心して利用できる読書環境を確保するため、障害の特性に応じた図書資料（録音図書や点字絵本、布絵本、LLブック、大活字本など）の充実を図ります。また、公共図書館では、学校園と連携して、障害のある子どもの状況等に応じた資料の貸出の拡充を図ります。	拡充
全ての子どもたちが読書活動に親しめるよう、障害のある子ども一人ひとりに配慮した読書活動を進めます。	継続
手話による絵本の読み聞かせ、バリアフリー映画上映会など、障害の有無に関わらず参加できる図書館行事を開催します。	継続
外国人の子どもも豊かな読書活動ができるように、外国語本（絵本含む。）の収集に努めるとともに、日本の文化や日本語で読みやすい本のコーナー等の設置に努めます。	継続
イベントや行事での外国語絵本の展示や読み聞かせを開催するにより、多くの市民に外国語本（絵本含む。）や外国の文化に関心を持っていただける機会の提供を図ります。	継続

#### (4) 高校生の時期における取組

不読率が年々上昇している YA 世代（子どもから大人への転換期にある 12 歳から 18 歳くらいの若者）は、将来や自分の人生について考えをめぐらせる時期であるとともに、読書から離れやすい時期でもあります。本に興味を持ち、必要な情報を得たり今後のライフスタイルの参考にできる本と出会えるよう、以下の取組により、高校生も含めた YA 世代の時期における読書活動を推進します。

#### 具体的な取組〔図書館・行政〕

取組内容	備考
学校司書センターや近隣の高校等と連携により、YA 世代が関心のあるテーマなどの中高生コーナーをこども図書館+plus などに設置することで、中高生の読書意欲を高めます。	拡充
中高生世代が気軽に参加できるイベント（謎解きなど）を開催することによって、図書館の利用促進を図ります。	拡充
スマートフォンやタブレットで利用できる電子図書館サービスを効果的に周知することで、読書への興味関心を高めます。	継続

## 8 読書目標

### (1) 目標冊数の設定

寝屋川教育では、「考える力」の基盤となる「ことばの力」を育成するため読書を推進しており、目標冊数を設定することにより、子どもたちのモチベーション・達成感を高めながら読書活動を推進していきます。

	目標冊数/年	参考（読み物の場合）	
		平均ページ数/冊	総ページ数
小1、小2	200冊	60ページ	12,000ページ
小3、小4	180冊	100ページ	18,000ページ
小5、小6	150冊	200ページ	30,000ページ
中学生	120冊	300ページ	36,000ページ

※ページ数は、全国課題図書のリストから中央図書館が参考値として算出したものです

#### 目標冊数設定の考え方

	読み物/月	主題/月	毎月の合計	1年の合計
小1、小2	12	6	18	216冊
小3、小4	8	8	16	192冊
小5、小6	4	9	13	156冊
中学生	1	10	11	132冊

※上記は長期休業期間も平準化しています。

### (2) 多読の対象

多読の対象としては、読み物（物語や小説、絵本等）だけでなく、科学、社会、歴史、生活などのディベート学習等に必要な主題に関する知識系の図書も含まれます。読み物による読書と、同じ主題について複数の本を読み比べる主題多読を通して、知識と理解を深めます。

### (3) 目標冊数の把握

読書通帳やアンケート等により、児童生徒の読書状況を把握することとします。

## 【参考資料】

### ○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日)

#### (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読

書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

令和2年3月31日

教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。この場合において、第7号から第11号までの委員の任命に当たっては、あらかじめ市長と協議するものとする。

- (1) 公募による市民
- (2) 図書館に関し識見を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）で活動する図書館関係団体（市内を含む地域で活動する団体を含む。）の構成員
- (4) 寝屋川市立小学校の校長
- (5) 寝屋川市立中学校の校長
- (6) 寝屋川市立幼稚園の園長
- (7) 寝屋川市立保育所の所長
- (8) 経営企画部企画一課の課長
- (9) 福祉部障害福祉課の課長
- (10) こども部子育て支援課の課長
- (11) こども部保育課の課長
- (12) 教育委員会事務局学務課の課長

- (13) 教育委員会事務局教育指導課の課長
- (14) 教育委員会事務局社会教育推進課の課長
- (15) 寝屋川市立中央図書館の館長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 委員会は、調査審議の結果を速やかに教育委員会に報告するも

のとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、寝屋川市立中央図書館において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定の日限り、その効力を失う。

附 則 (令和6年教委規則第2号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 語句説明

番号	語句名	意味
※ 1	絵本贈呈事業 (赤ちゃんに絵本を贈ろう事業)	乳幼児に0歳から3歳までのそれぞれの時期にふさわしい絵本を贈り、子どもと親の愛着形成を促進する事業。
※ 2	サービスゲート	令和7年に寝屋川市駅前に開設した7階建ての市役所庁舎。証明書発行、戸籍、住民移動、税、健康保険、医療助成手続やこどもの健診を含むこども関係の手続の窓口がある。
※ 3	ブックスタート事業	赤ちゃんに「絵本」をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して心ふれあう時間を持つきっかけづくりをサポートする取組。
※ 4	こども図書館+plus	令和8年4月に開館した図書館機能と子育て支援機能を併せ持った施設。自習スペースのほか、一時預かり事業も実施。
※ 5	YA世代	YA(ヤングアダルト)とは主に中学生・高校生のことを示す図書館用語。精神的・肉体的に大人になりつつある中学生・高校生年代を対象にした図書館サービスをYAサービスと称している。
※ 6	ライトノベル	小説のジャンルの一種。一般的にアニメ風のイラストを多用した、アニメ作品にも通じるファンタジー性の高いストーリーなどをおおむね共通の特徴とする作品群の総称。
※ 7	おとどけ Books事業	児童生徒のタブレット端末から予約した中央図書館の本を週1回、在籍する学校に配送する事業。各校には専用の返却ポストあり、中央図書館に行くことなく、貸出・返却が在籍校で可能となる。
※ 8	学校図書館図書配送事業	ディベート学習等に参考となる中央図書館の本を月1回、学校に配送する事業。選書は、学校司書センターが担っている。

※9	電子図書館サービス	タブレットやスマートフォンなどの端末からインターネットを利用して電子化された本の貸借ができるクラウド型サービス。
※10	絵の本ひろば	たくさんの絵本や図鑑、写真集などを表紙が見えるよう並べた広場のようなスペースを設け、子どもが本をくつろぎながら読んだり、眺めたり、読んでもらったりする活動。
※11	ストーリーテリング	語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体となって楽しむことができる。
※12	ブックトーク	本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。
※13	デイジー図書	視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な方のために作られたデジタル録音図書のこと。(デイジーとは、Digital Accessible Information SYstem の略)
※14	学校司書センター	こども図書館+plus内の学校司書の拠点。学校へ配送する本の選書、配送準備をはじめ、公共図書館と学校司書の情報交換などを行っている。
※15	子ども司書	家族や友人・先生など身近な人に本や読書の楽しさを伝える読書リーダーのこと。子ども司書を養成することで、家庭や学校などにおいて読書活動が広がることを目的としている。

## 第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画

令和8年 月発行

編集・発行 寝屋川市立中央図書館